

大井町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（原案）の修正について

修正後				修正前			
1 金手第一地区地区整備計画区域				1 金手第一地区地区整備計画区域			
計画地区	制 限			計画地区	制 限		
A地区	(略)	(略)	(略)	A地区	(略)	(略)	(略)
	(ほ)	垣又はさくの構造の制限	<p><u>道路に面する垣又はさくの構造は</u>、生垣又は透視可能な高さ 1.5m 以下のフェンス等と植栽を組み合わせたものとする。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが 0.6m 以下のもの又は門柱にあっては、この限りでない。</p>		(ほ)	垣又はさくの構造の制限	<p>生垣又は透視可能な高さ 1.5m 以下のフェンス等と植栽を組み合わせたものとする。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが 0.6m 以下のもの又は門柱にあっては、この限りでない。</p>
B地区	(略)	(略)	(略)	B地区	(略)	(略)	(略)
	(は)	壁面の位置の制限	<p>1m</p> <p>ただし、計画図に表示する道路に面する部分については、この限りでない。</p>		(は)	壁面の位置の制限	<p>1m</p> <p>ただし、計画図に表示する道路に面する部分については、この限りでない。</p>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(ほ)	垣又はさくの構造の制限	<p><u>道路に面する垣又はさくの構造は</u>、生垣又は透視可能な高さ 1.5m 以下のフェンス等と植栽を組み合わせたものとする。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが 0.6m 以下のもの又は門柱にあっては、この限りでない。</p>		(ほ)	垣又はさくの構造の制限	<p>生垣又は透視可能な高さ 1.5m 以下のフェンス等と植栽を組み合わせたものとする。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが 0.6m 以下のもの又は門柱にあっては、この限りでない。</p>